

関西社会福祉学会ニュースレター

2013年度1号

巻頭言

松端克文（桃山学院大学）

私は昨年（2012年）10月の日本社会福祉学会の選挙において、関西地域ブロック担当の理事に選出されました。任期は2012年10月より2014年の3月末までです。これまで改選時期が9月（10月新体制）だったのですが、今年度の選挙より3月（4月新体制）に変更されるため、変則的に1年半の任期となります。

一方、関西社会福祉学会理事会は、日本社会福祉学会の関西地域ブロック委員で構成されますが、岡本民夫会長、白澤政和副会長を中心に、関西地域ブロックの全国理事が総務を担当するという形態で理事会を組織し、2年任期で運営しています。今年度より新体制でのスタートとなりますが、日本社会福祉学会と連動していますので、今期の理事は変則的に今年度のみ1年任期となります。暫定政権的な感じでもあります。学会を活性化すべく頑張りたいと思います。

さて、6月の国会では、生活保護法の一部改正と抱き合わせで審議されてきた生活困窮者自立支援法が、参議院での安部総理への問責決議案が採択された煽りを受けて廃案となりました。社会福祉の学会・業界では、80年代から90年代以降、「保健・医療・福祉の連携」というスローガンに象徴されるように高齢社会の進展を背景としたケアの問題が活発に議論されてきましたが、ここ最近まで貧困問題についてはほとんど正面から議論されることがありませんでした。

橋本俊詔氏の『日本の経済格差』（岩波新書）が刊行されたのが1998年で、その前後の時期から「格差問題」が注目されるようになったのですが、この時期の社会福祉の学会・業界はもっぱら「措置から契約へ」といった契約利用制度への転換に話題が集中していました。貧困問題は、社会福祉のど真ん中に位置づけられる問題だと思いますが、研究においても、実践においても、社会福祉の研究者や実践者が注目されることはほとんどありませんでした。もっとも社会福祉学会の現在の岩田正美会長は貧困研究の第一人者であり、地道にかつ活発に研究されてきた稀有な方ですが、また同様に地道な研究や実践をされている方はいらっしゃいますが、ここ20年ほどの間に社会福祉の学会・業界の中で貧困がメインテーマに据えられることはほとんどなかったといえます。

こうしたことをふまえると社会福祉の学会では、そ

の時代、その社会における社会福祉の対象である住民の抱える生活課題を丁寧に分析し、福祉政策やソーシャルワーク実践のあり方を分析し、ときには提言していくようなアクティブな側面が弱かったように思います。そのことは社会福祉を研究することの魅力、あるいは社会福祉を実践することの魅力を減退させていくこととも関連しているのかもしれませんが。

福祉系大学・学部・学科は、大手・中小を問わず軒並み受験戦線において苦戦を強いられていますが、福祉を学び研究すること、あるいは福祉を実践することの魅力の喪失と無関係ではないように思います。

8月5日に社会保障国民会議による最終報告が公表されましたが、それは社会福祉・社会保障のあり方そのものを問い直すという内容です。こうした「福祉の貧困」ともいえるような事態を少しでも打開すべく、この関西社会福祉学会をひとつのプラットフォームとして、地道にかつ活発な研究を展開していければと思います。

2012年度関西社会福祉学会年次大会・ 日本社会福祉学会関西地域ブロック総会報告

2012年度関西社会福祉学会年次大会・日本社会福祉学会関西西部会総会を、「障がい者の社会生活を支える」をテーマに、2013年3月10日（日）、関西大学堺キャンパスで開催しました。当日は、天候にも恵まれ、一般参加を含め、70名近い人が集いました。

2006年、障害者の権利に関する条約が第61回国連総会において採択されました。この条約を批准するためには、国内法の改正整備が必要との認識から、現在、障害者政策の段階的な改革が進行しています。

2009年には、障がい者制度改革推進本部が設置され、制度改革についての議論が開始されました。2011年には、障害者基本法が改正され、障害者基本計画の実施状況を監視し、必要に応じて関係大臣に勧告する「障害者政策委員会」も設置されました。翌年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」も成立しています。

さらに、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者の定義の拡充、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。懸案であった「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別禁止法）」もその後成立しました。

シンポジウムでは、このように、ここ数年めまぐるしく変化する障がい福祉施策について、障がい福祉の現場での取り組み、施設からの地域移行支援や障がい

者の地域生活支援の現状、障がいをもつ当事者からみた政策評価などを取り上げて議論しました。シンポジストは、原田徹（ライフサポート協会住吉総合福祉センター館長）、三田優子（大阪府立大学・地域保健学域）、佐藤聡（自立生活センター メインストリーム協会事務局長）、各氏にお願いしました。最後は、指定討論者として、内閣府の障害者政策委員会に参画している北野誠一氏（特定非営利活動法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長）から、制度改革の問題点について、するどく指摘いただきました。

午前中の分科会については、8人の会員から報告を受けました。詳細は、以下に記述します。

（山縣文治）

自由研究発表報告

第三者からの卵子授受による生殖補助医療（ART）実施に関する福祉倫理的考察と社会福祉士の役割について

宮原 和沙（医療法人社団天馬会 半田中央病院）

社会福祉学の領域から生殖補助医療（以下、「ART」とする。）について取り上げ論じられる時、ヒト胚の倫理的身分の問題があることを意識しながらも、この問題を飛び越え、ARTで誕生した子どもの心理的問題や権利を含む社会的支援の在り方等について論じられることが多い。

しかし、そこには福祉倫理学の観点から決して見逃してはならない根本的な重要問題があることを忘れてはならない。それは、ヒト胚すなわちヒト受精卵の倫理的身分の問題である。論者はこれまでの研究で、この問題に関する一つの答えを提出し、その実践倫理の中の一つとしてARTについても触れた。

本研究では、より明確に実践論的分野を含め第三者からの卵子授受によるARTに関する福祉倫理的考察を行った。

また、ARTにより誕生した子どもの福祉を考える上で社会福祉士の立場からも見逃すことはできない事柄であり、その役割についても探った。

福祉倫理学の観点から、第三者からの卵子授受によるART実施自体には否定しない。しかし、ART実施には慎重でなければならない。即ちART実施にあたっては、被提供者（以下、「レシピエント」とする。）と卵子提供者（以下、「ドナー」とする。）の身体的・精神（心理）的・社会的側面等に配慮するとともに、その技術によって誕生した子どもの福祉を最優先に考える必要がある。即ちARTで誕生した子どもの人間の尊厳や基本的人権が保障されるように、社会福祉士として制度構築に関わり、それらを運営・評価・再構築するシステム作り等に関与していくべきである。

今後も医療知識・技術は飛躍的に発展することが予測され、a) ドナーの情報管理をはじめ、最新の医療知識・技術に対応し得る法令の整備が行われること、b) レシピエントとその家族に対する支援を行い、誕生した子どもの福祉を最優先に保障すること、c) ドナーやレシピエントに対して長期に亘るサポート体制がとれるように、ART実施医療機関に社会福祉士である医療ソーシャルワーカーの配置の義務付けを行うこと、d) 社会に対する啓蒙・啓発を行うこと、e) 各年齢に応じた生命倫理教育の実施が必要となること等が考えられ、それらのことに対して社会福祉士としての関わり方の具体的な検討等が必要不可欠である。

介護予防サービスの効果的な実施におけるソーシャル・キャピタルの地域差に関する研究

— JAGESのデータ分析を通して—

川島 典子（筑紫女学園大学短期大学部）

ソーシャル・キャピタル（地域に蓄積された信頼や規範、ネットワーク等）が豊かな地域に在住する住民の健康度は高いという先行研究が社会学の分野にはあるが、ソーシャルワーカー等の専門職が、どのように地域に介入してソーシャル・キャピタル（以下、SC）を豊かにし、効果的な介護予防につなげればよいのか、その具体的方法を提示した研究は社会学の分野ではいまだない。そこで本研究では、SCの下位概念（結合型SCと橋渡し型SC、認知的SCと構造的SC等）と地域特性（可住人口密度等）との関連を検証し、SCの下位概念には地域差があることを立証した上で、介護予防サービスの介入においてSCを豊かにするためのアセスメントや介入プラン作成にあたり、地域特性とSCの下位概念との関連への配慮が必要である事等を示唆する事を研究の目的とする。

本研究では、JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study）プロジェクトのデータを用いて、地域特性とSCの下位概念の関連を、市町村を分析単位として相関分析によって分析した。調査は、2010年8月から2011年12月にかけて、全国31市町村の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者169,215人を対象とし、自記式調査票を用いて、郵送法によって行った。回収数は112,123人で、回収率は66.3%である。

使用した変数は、地域特性に関する変数として「可住人口密度」等、SCの下位概念に関する変数として、結合型SCを表す「地域内信頼」及び「町内会・自治会への参加」、橋渡し型SCに関する変数として「ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループや会、趣味の関係のグループ」への参加に関する設問、認知的SCを表す変数として「地域内互酬性」と「地域内愛着」、構造的SCを表す変数として「垂直組織（政治関係の団体や会、業界団体・同業者団体、宗教関係の団体や会等、および老人クラブ）への参加」「近所付き

合いの程度」「近所付き合いの人数」に関する設問、等である。

分析の結果、都市部ほどSCは希薄で、殊に近所付き合いの程度や人数等の構造的SCが希薄であることが推察された。また、都市部では一部の橋渡し型SC（趣味関係のグループへの参加）が豊かであり、農村部ではすべてのSCの下位概念が豊かであるもののボランティアのグループへの参加以外の橋渡し型SCは希薄である事等が推察された。このように、地域レベルのSCの下位概念には地域差があることが、或る程度立証される結果が得られた。したがって今後は、SCの下位概念の地域特性を鑑みた介入を行うべきである。具体的には、農村部では、より橋渡し型SC（殊にスポーツの会や趣味の会への参加等）を豊かにし、都市部では自治会への参加（結合型SC）や近所付き合い（構造型SC）等をより活発に行えるような介入を行うべきであること等が示唆された。

障害者支援における移行（Transition）の意味の再検討—成人期における住まいの選択肢の幅を広げるために—

森口 弘美（同志社大学）

「障害者の権利に関する条約」には「障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと」が挙げられている。しかしながら我が国においては、家族と同居し家族による介護・介助を受けて暮らしている障害者は少なくない。とりわけ知的障害者においては親と同居し成人しても親からのさまざまな支援を受けている人の割合が、知的障害以外の障害者あるいは障害のない人に比べて顕著に高い。知的障害のある人にとってどこで誰と暮らすかの選択肢の幅が広がるためには、入所施設から地域生活への移行だけでなく、親元から地域への移行ができる状況を作っていくことも重要である。そこで本研究で着目したのが、学校生活から社会生活へと移行する時期である。この移行の時期は、米国や英国においては Transition というキーワードで特に重要な時期として捉えられ支援の実践が行われている。

本研究ではまず、「移行」というキーワードで国内の先行研究をレビューした。その結果、社会福祉領域における先行研究のほとんどにおいて、「移行」という言葉は病院や施設からの退院・退所を促す「地域移行」、もしくは一般就労等をめざす「就労移行」という意味で使われており、「学校から社会への移行」については専ら障害児教育の分野において取り組まれてきたことがわかった。

次に我が国において教育における移行支援がどのように取り組まれてきたかを整理した。Transition に対する関心が高まったのは 1980 年代以降であり、1990 年代の不景気によって進路先の確保が難しくなったこ

とによる実践現場の危機感から移行支援の方法が切実に求められた。こうした背景のもと 2000 年ごろから「個別移行支援計画」が開発され、移行支援の理念や方法が、計画書のフォーマットとともに広く教育現場で活用されるに至った。

以上を踏まえて本発表で指摘したのは、教育サイドからしか移行期の支援がなされないことによって、進路指導の一環として行われる移行支援が就労先あるいは日中の行き先の確保に終始してしまわないかという懸念である。本来 Transition は、進学という選択肢や余暇の過ごし方、親元からの自立といったさまざまな側面を含む社会生活への移行を意味するものである。教育のみならず福祉や医療等のさまざまな領域からのアプローチがあることで、移行期という局面における障害のある若者の選択肢を増やしていくことができる。

障害者自立支援法から改正法、さらに総合支援法へという法制度の変化のなかで、相談支援の充実が図られ、今後はサービス等利用計画および障害児支援利用計画の作成の対象者が大幅に拡大されていく。児童および成人の障害者が生活に関するさまざまな決定をする場面に社会福祉専門職が関わる機会が増えることから、今後は移行期の支援に関する知見を社会福祉の観点からも蓄積する必要がある。

症状の影響が大きい精神障害者の就労・生活支援—NPO 法人活動における実践報告—

御前 由美子（和歌山信愛女子短期大学）

近年、障害者が就労することに対する関心は高まりつつあり、障害者自立支援法、それに続く障害者総合支援法によって、一般企業への就労をめざした訓練中心の支援が行われている。

しかし、精神障害者にとっての就労への思いは、現実的な生活条件の改善よりも障害のない人と共に働くことや認められることであり、他障害とは異なっていることが報告されている。また、精神障害者には疾病と障害の併存があるために、症状が安定していても意欲や自信の低下、あるいは集中力や持続力の不足がみられるために、訓練という方法がそぐわない場合もある。このようなことから、NPO 法人をたちあげ、雇用のみではなく様々な働き方を含めた広い意味で就労をとらえ、その支援活動を行ってきた。

しかし、精神障害者の中でも特に症状の影響が大きい利用者に対して、医者や家族は、彼が就労することよりも症状の安定を優先することを考える傾向にある。この結果、本人自身も就労することに対して消極的になってしまう場合が多いようである。

これまでの研究において、就労は精神障害者にとってその人らしい地域生活を送る手段として有効であることを主張してきた。このようなことから本研究では、まだ症状の影響が大きい利用者が就労をする際に必要

となる条件の検討を行うことを目的としている。

また、方法としては、統合失調症の症状のなかで一般的な幻聴の影響があるAさん(23歳、女性)に焦点をあてた事例を通して検討を行った。そして、本事例では、症状があるにもかかわらずNPO法人が行う就労活動に参加するようになったことで、その人らしい生き生きとした地域生活を送り始めるようになっている。

就労に際して、服薬管理は利用者の安心感のためにも前提条件となるが、本事例における利用者にとって最も重要な条件は、利用者自身の就労活動に参加したいという気持ちであると考えられる。また、就労環境についての条件としては、時間や報酬などに対する柔軟性が必要である。これに加え、利用者の特性を活かした作業の発見や利用者にあわせた作業をつくりだす意識を持ち、その協働意識を高める姿勢が重要である。そして、これらの条件は、症状の安定している利用者の就労に際しても必要であるが、幻聴の影響が大きい利用者に対しては、一層の細やかさや柔軟さが重要となる。そして、このような環境条件を満たすためには、自由な実践が可能となるNPO活動が不可欠であると考えられた。

児童養護施設入所児のリスク要因と防御推進要因 - リスクとレジリエンスの視座から-

門永 朋子(大阪市立大学大学院後期博士課程)

岩間 伸之(大阪市立大学大学院) 山縣 文治(関西大学)

レジリエンスは、リスク状態に置かれている/置かれていたことがあるにもかかわらず、良好に適応することをさす用語である。本研究の目的は、次の2点である。第1は、児童養護施設入所児(以下、「入所児」)の「リスク要因」と「防御推進要因」を「リスクとレジリエンスの視座(Fraser et al. 2004=2009)」から明らかにすること、第2は、入所児のリスク要因と防御推進要因を、「個人、家族、地域または学校等のより広範な社会環境等の各システムに存在する」という先行研究の結果と照合することである。リスク要因は、子ども虐待、親に精神疾患があること、貧困状態で育つこと等の子どもの発達を阻害する可能性を高める状態や出来事のことと定義される。一方で、リスク要因のある状態に置かれている/置かれていたにもかかわらず、同様のリスク要因のある状態に置かれているにもかかわらず、良好な適応状態を維持したり、リスク要因からダメージを受けても比較的早く回復したりする子どもには、良好な適応状態や回復を促進する個人内特性や社会的資源等の「防御推進要因」があることが、これまでの研究で明らかとなっている。

研究の方法は、近畿圏内の入所児のうち、担当の職員から「良好な適応状態にある」とみなされた子ども4名への半構造化面接方式による聴き取り調査で得ら

れたデータの質的な分析である。より具体的には、入所児の発言のなかから、リスク要因の定義に相当する入所児の発言を「リスク要因」の分析の対象として抽出した。また「防御推進要因」については、入所児が、リスク要因の影響を緩和した/していると子ども自身が感じている発言を抜き出した。

研究結果は以下の2点である。まず、入所児に共通するリスク要因と防御推進要因が整理された。また、これらの要因は、先行研究の「リスク要因も防御推進要因も、各システムに存在する」という結果と一致することが明らかとなった。

本研究結果から得られた示唆は、システムとしての児童養護施設が開かれた状態であることが、子どものレジリエンスに寄与するという点である。システム理論によれば、各システムは相互に作用すると考えられている。また、システムの相互作用の活性度は、システムの開放度に依存するところが大きい。本研究の結果からは、入所児の心身の安全の確保や入所児間の機会の平等を保障しつつ、子どものレジリエンスを促進する、より開かれたシステムとしての児童養護施設のあり方について、今後の研究が求められることが示された。

障害がある少年院在院者の仮退院における福祉的支援のプロセスについての考察

原田 和明(南海福祉専門学校)

1. 研究目的

障害がある少年院在院者の望ましい支援プロセスと、さらに、障害者総合支援法施行による計画相談導入以降の障害がある少年院在院者の望ましい支援プロセスについての提言を行うことを目的としている。

2. 研究結果

1) 支援プロセスについて

①仮退院決定プロセスの関係上、1級上進級時には支援が開始されるべきである。

②障害者相談支援事業所のみならず、援護の実施者である行政との面接も早期に行い、障害者手帳発行や区分認定調査も速やかに行うべきである。

③日中活動場面や居住場面については、決定次第速やかに見学や実習が行われるべきである。見学実習は複数回行われることが望ましい。

④本人を交えた個別支援会議を関係者で行っていく。また、本人が自身で決めた生活を関係者で支援していくことを関係者で確認しておく。

⑤障害者相談支援事業所だけがモニタリングを行うのではなく、個別支援会議を継続して行い、本人や他機関の共通理解の中でモニタリングを行っていく。アフターフォローとして少年院からの出席があることが望ましい。

⑥司法も入れた支援の終結は仮退院終了時とし、以

降は福祉の支援を継続していく。

⑦ 支援導入期において、地域生活定着支援センターと連携する場合がある。

2) 計画相談導入以降について

① 支援の開始時において、まずは区分認定調査が行われる必要がある。次に特定相談（計画相談）と一般相談が同時に入る必要がある。

② サービス等利用計画作成には、本人も含めた関係者一同での個別支援会議において自己決定を確認する。

③ 事業所での見学・実習の結果をモニタリングし、サービス等利用計画に反映させていく。

3. 考察

① 仮退院の見込まれる1級下昇級時位からの早期の相談支援事業の対応が必要である。

② 支援の計画とその決定にあたっては、自己決定の優先を意識するべきであり、少年院在院者であっても、自身の言葉での自己決定を確認しながらの支援計画の立案とその実施が重要である。

③ 計画相談導入以降は、絶対的に地域の相談支援と結びつかなければならないことになり、まずは該当地域の計画相談が窓口になり一般相談と共に支援にあたっていくことが考えられる。

障害がある少年院在院者の仮退院における福祉的支援は、できるだけ早期に開始される必要がある。また、自身の望む生活を継続するための福祉的支援であり、かつ、自立更生に向けての継続的な支援であるといえる。

中国におけるソーシャルワーカー養成の課題－医療ソーシャルワーカーの養成を例として－

黄 驥（龍谷大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

1978年12月に開催された中国共産党第11期中央委員会第三回全体会議において、鄧小平は中国国内体制の改革および対外開放政策の提出により、中国は著しい経済成長を遂げてきた。しかしその一方、経済発展と資源大量消費・生態系破壊の問題、経済の急速な発展と社会発展の遅れの問題、地域格差の問題、膨大な人口と資源不足の問題、現行の政策や法令と実際のニーズとの矛盾などが存在する。社会科学院の『2009中国社会情勢－分析と予測（青書）』によれば、物価の高騰、医療問題と所得格差が上位3位の社会問題であり、大きな社会的不安定要因となった。

本研究では、医療福祉における格差問題を視点にし、医療費の高騰と地域の格差、医療資源からみた格差、現行の医療保障制度からみた格差を考察する。そして、中国におけるソーシャルワーカー養成の現状を明らかにし、前述の医療格差問題に対応できる医療ソーシャルワーカーをいかに養成するか、その課題を分析していく。

中国におけるソーシャルワーク教育が重視されるようになったのは、1990年以降である。なぜなら、高度経済成長および高齢化・核家族化が進行することもない、国民の福祉ニーズが顕在化し、それに対応するため、ソーシャルワークへの期待が高まってきたからである。2009年、ソーシャルワーク専攻を開設した4年制大学は243校に達した。さらに、2009年4月の「医療衛生体制改革の意見」（以下、「意見」とする）において、医療ソーシャルワークの必要性が明確にされた。つまり、医療をめぐる紛糾を解決し、医師・患者間のコミュニケーションを増進するなど、健康・調和な医師－患者関係を築くために、医療ソーシャルワークを発展することが重要であると指摘したのである。

一方、それぞれの大学のソーシャルワーク専攻は、具体的な教育カリキュラムを制定しているが、理論知識が中心で実践力のある人材養成に弱いことが共通であると言える。そして医療福祉の場合、医療費の高騰、医療格差、制度・政策などの問題が多様かつ複雑で、医療ソーシャルワーカーの介入が非常に困難である。したがって、医療ソーシャルワーカーの必要性が社会的に認識されず、その養成にも難航している。現場への配置や、就職ポストが少なく、スーパーバイザーが看護師や行政部門など他職種から配属されることが多い。

要するに、中国では医療ソーシャルワークの専門性とは何か、さらにソーシャルワークとは何か、その根幹となる価値についての考えが、まだ未確立である。

「意見」において、医療ソーシャルワークの必要性が健康・調和な医師－患者関係を築くためと書いてあるが、それが適切かどうかを考える必要がある。

ケースワークの視座形成－リッチモンドの前半生と二著作

日根野 建（福井県立大学）

リッチモンド研究の一環として、彼女の前半生とケースワーク論の大成以前の二著作を取り上げて、ソーシャルワークの視座について、なぜ何が生活の全体か、なぜ何が人間と環境か、を問う。『社会的診断』（1917年）では、社会的診断のための社会的調査の基本項目を、家族、身体的及び精神的条件、職歴、家計、教育、宗教、余暇、居住、社会機関などと示す。また、『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』（1922年）では、ケースワークの定義を「人間個々と社会環境の間を個別的に、かつ意図的に調整することを通じて、パーソナリティの発達をはかる」と示す。このケースワークの視座の着想を、リッチモンドの前半生の二著作、すなわち『貧困者に対する友愛訪問員』（1899年）と『現代都市における善き隣人』（1907年）に探った。結果は、概ね次のとおりである。

第一に、生活の全体という視座には「慈善の組織化」

から「家族の組織化」に焦点を移し、貧困の諸相とその連環を認識するところに着想があった。リッチモンドにとって、家族の理想は就労を担う夫＝父、家事を担う妻＝母、将来の夫＝父や妻＝母になる子であり、ここに貧困をもたらすのはまず就労面である。そして、この就労面と連環して貧困をもたらすのは、健康面、居住面、教育面にわたる。傷病は、就労面の問題と連環して、貧困の原因となり結果となる。また、劣悪な居住環境は就労条件がもたらし、逆に疾病や退廃に通じて就労を脅かして貧困をもたらす。さらに、夫＝父の就労面の問題は貧困をもたらす年少労働と婦人労働を迫り、教育面にも問題を生じさせる。この教育面の問題は、貧困の世代間連鎖をもたらす。この貧困の世代間連鎖は、年少労働や婦人労働が健康面の問題に通じて同様に生じる。かかる認識が生活の全体という視座を萌芽させた。第二に、人間と環境という視座には、精神の依存に起因する貧困 (pauper) と状況の圧迫に起因する貧困 (poverty) という区分を認識するところに着想があった。慈善組織協会は、当初は貧困を個人の責任に帰した。一方で、革新主義時代にはセツルメントが台頭する。そこでは、貧困は社会の構造の問題であり、慈善組織協会の貧困観をも修正させた。かかる展開が人間と環境という視座の着想を導き出した。ただし、個別救済が位置するのは自立生活 (independence) や自己信頼 (self-reliance) を築く人格の徳性 (character) に働きかけるところであった。この人格の徳性は、リッチモンド自身のユニテリアンの信仰やエマソンの思想影響があり、精神の依存に起因する貧困のみならず状況の圧迫に起因する貧困に対峙する。つまり、精神の依存を克服するとともに、状況の圧迫にも対処するような肯定的な人間観や潜在的な人間力が人格の徳性であり、ここに個別救済の視座を定位させた。以上である。

ソーシャルワークの視座は介入の要所を示し、その着想は今日のソーシャルワークに原点を示す。リッチモンドになお学び続けたい。

第28回若手研究者・院生情報交換会案内

「外国人当事者に寄り添い研究すること：社会福祉と多文化社会」

若干減少しつつあるものの日本に暮らす外国人はいまや200万人、日本の地域社会はメンバー構成から考えれば着実に多文化化しつつある。しかし、外国人住民が抱える様々な生活困難をサポートする仕組みはまだ不十分であり、well-beingどころかbeingをも認めぬ排外主義も目立つようになってきた。社会福祉

学の立場から多様な文化を背景にもつ住民を包摂する社会のあり方やそこにいたる道程を示すことが求められている。今回は長年、外国人住民に関わる研究・教育・実践を続けておられるマーサ・メンセンディーク先生をお招きし、当事者、外国人集住地域に寄り添いながら研究する意義とその困難についてお話いただく。

日時：2013年10月20日（日）14:00～17:00

（終了後、懇親会の開催を予定しています）

報告者：「京都に暮らす外国籍住民の困難に寄り添う」

マーサ・メンセンディーク（同志社大学社会学部）

「在日コリアン集住地における実践に学ぶ」

石川 久仁子（大阪人間科学大学人間科学部）

場所：京都市地域・多文化共生ネットワークサロン

*JR 京都駅より徒歩5分

〒601-8006 京都市南区東九条東岩本町31

参加申し込み：k-ishikawa@kun.ohs.ac.jp（石川久仁子）宛に、①お名前、②ご所属、③懇親会参加の有無をご記入のうえ、お申込みください。参加は無料です。

（阪口春彦）

第29回若手研究者・院生情報交換会案内

「本人を主体とした新たな居住支援：社会福祉学における『居住』研究の意義」

近年、特定非営利活動法人（以下、NPO）による障害者、高齢者、生活困窮者等への居住支援に関する活動は活発になりつつあり、今後のさらなる積極的な役割が期待されている。しかし、物件管理者や近隣住民からのコンフリクトの発生等により、障害者等の入居を拒否する不動産業者も多く、居住支援を展開する際には、まずそれらの諸課題を解決することが必要となる。

そこで、今回は、障害者や高齢者等に対する居住支援を展開している具体的事例を取り上げ、コンフリクト等の諸課題を乗り越えながら、いかに本人を主体として新たな居住支援を展開するのか、その方法及び「居住福祉」研究の意義について検討を行う。

日時：2013年12月21日（日）14:00～17:00

（終了後、懇親会の開催を予定しています）

報告者：『居住支援』を研究する意義—具体的事例を基に—

野村 恭代（大阪市立大学大学院生活科学研究科）

実践研究者：調整中

※調整結果は、日本社会福祉学会のウェブサイト内にある「地域ブロック情報」の関西地域ブロックのページ

(<http://www.jssw.jp/district/kansai.html>)にてご確認ください。

場 所：キャンパスポート大阪

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-400

大阪駅前第2ビル4階

参加申し込み：nomura@life.osaka-cu.ac.jp（野村恭代）宛に、①お名前、②ご所属、③懇親会参加の有無をご記入のうえ、お申込みください。参加は無料です。

（阪口春彦）

第30回若手研究者・院生情報交換会案内

第30回若手研究者・院生情報交換会は、大学院生を中心に2014年1～2月ごろ実施していただくよう、現在調整中です。

詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。

（阪口春彦）

第27回若手研究者・院生情報交換会報告

2013年1月27日、龍谷大学大阪梅田キャンパスにて第27回若手研究者・院生情報交換会が行われました。今回は、「社会福祉協議会と地域福祉—自主的研究会の公開討議—」ということで、社協のあり方について検討してきた自主的な研究会の公開議論が行われました。参加者は22名でした。

この研究会は、これからの社協のあり方はいかにあるべきかを実践者と研究者で検討し、社協の新たな方向性を探ることを目的として、社協職員と研究者が集まり、2010年に設立され、これまで研究を重ねてきています。私自身、この研究会に参加させていただいており、また大学院生という立場でもあります。今回は、両方の立場でこの交換会に参加させていただきました。この報告は、院生の立場からということでさせていただきます。

前半は、研究会のメンバー4名より報告をいただきました。初めに、小野達也先生（大阪府立大学）から、研究会のこれまでの経緯と研究スタイルについてご報告いただきました。研究会の今後の取り組みとしては、①社協研究の進化、②社協に関する議論の促進、③地域福祉の姿の明確化、④研究と実践の連動性ということを掲げておられました。

次に、所正文氏（堺市社会福祉協議会）から「社会福祉協議会活動の固有性について」というテーマで報告をいただきました。所氏は、社会福祉協議会の活動を3つの原則と6つの機能に分類し、地域福祉を推進する社協のあり方を示されました。次に、奥村昭氏（滋

賀県社会福祉協議会）から、「住民主体再考」というテーマで報告をいただきました。奥村氏は、社協が長年掲げてきた「住民主体」という概念について、歴史的な見解も含め述べられ、社協は「住民主体」をどのようにとらえ、どのような原理で事業・活動を志向するのかを改めて議論すべき時期ではないかという問題提起をされました。最後に、岡本栄一氏（大阪ボランティア協会顧問）から、「なぜ社協研究をするのか？—わたしの研究手法」というテーマで、報告をいただきました。岡本氏からは、自身の研究の変遷、現在されている研究、「福祉研究」とは何かというお話をいただきました。現在されている研究の中で、「社会福祉協議会の研究」として、社協はその固有性を追及し、地域福祉の「砦」「中心核」になるべきではないかというお話をされました。また、若手研究者・院生に向け、「福祉研究」とは何かということで、熱いメッセージを語られました。院生の私にとっては、改めて「研究」に対する思いを強くすることが出来ました。

後半は、研究会のメンバーの報告をもとに参加者同士でディスカッションを行いました。今回のテーマである「社会福祉協議会のあり方」について、現在の社協では、その存在意義はあるのかという厳しい意見や、社協は今こそその成り立ちを学びなおし、社協の求められている姿を知る必要があるのではないかという意見、社協の公共性、民間性をどう考えるのかという意見も出されました。

今回の情報交換会では、研究会ではなかなか聞くことのできない違った角度からの社協に対する意見などを聞くことが出来、研究会の目的である「社会福祉協議会の新たな方向性」も重層的に考える必要性を感じました。また、今後の自身の研究も多角的な視点で取り組んでいきたいと感じた貴重な機会となりました。

（大阪市立大学大学院生活科学研究科前期博士課程2年 横山紀代美）

2013年度関西社会福祉学会年次大会・ 日本社会福祉学会関西地域ブロック総会案内

2014年3月2日（日）に2013年度関西社会福祉学会年次大会および総会を神戸親和女子大学（神戸市北区）にて開催する予定です。大会テーマ、プログラム等詳細は次号のニューズレター等でお知らせいたします。

（大会担当 山縣文治・所めぐみ）

新役員・事務局挨拶

今年度新たに三人の先生が関西社会福祉学会を役員・事務局としてお手伝いくださることになりました。ご紹介いたします。

この度、関西社会福祉学会監事となりました石川です。この10年ほど在日コリアン集住地などの複合的不利地域におけるコミュニティ実践についての研究に取り組んでおります。学際的領域であるためか、フィールドで出会う院生・研究者は社会学、文化人類学、建築学などを基盤としており、制度福祉の機能不全が甚だしい状況下で「社会福祉学は何をしてるんだ」と彼らから問われて続けてきたように感じています。人々の生活基盤、社会構造が大きく変化していくなかで、社会福祉学が柔軟かつ創造的な学問であることを再確認し、様々な領域に発信していくことのできる学会活動にすこしでもお役に立てれば幸いです。

(大阪人間科学大学 石川久仁子)

今年度、日本社会福祉学会関西地域ブロックの委員を務めさせていただきます野村恭代です。

経理担当として、各委員の先生方及び会員のみなさまの活動等がスムーズに行えるよう、職務を遂行したいと考えておりますので、会員の皆様には何卒ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今年度の若手研究者・院生情報交換会のお手伝いもさせていただきます。石川久仁子委員と連携をとりながら、またご指導いただきながら、みなさまに興味をもっていただけるような内容を企画して参りますので、ぜひご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(大阪市立大学 野村 恭代)

このほど全国理事に就任した松端先生の関係で、関西社会福祉学会の事務局担当役員となりました桃山学

院大学の川井太加子です。今回こうして桃山学院大学で事務局を担当させて頂く事はとても光栄なことと思っております。私は、高齢者分野の実践者の方々との相互連絡と協力を大切にしながら、研究成果を実践へ、また、実践の在り方を研究的に分析するという活動を意識的に続けてまいりました。

これまで関西社会福祉学会が積み上げてこられた、教育・研究・実践の融合の場としての良き文化を継承し、学会のさらなる飛躍のため会員の皆様のご協力をいただきながら、微力ではありますが精進してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(桃山学院大学 川井太加子)

2012年度決算及び2013年度予算

総会時に仮承認をいただいておりますが、最終的な決算及び予算を次ページ以降に報告させていただきます。

(空閑 浩人)

野村恭代

(社)日本社会福祉学会 2011年度 関西地域ブロック正味財産増減書
 【2012年4月1日～2013年3月31日】

【経常収益】

単位:円

科	目		2011年度	2012年度		差異	備考
大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	決算額	予算額	決算額	予算-決算	
受取会費			0	0	0	0	
	受取賛助会費		0	0	0	0	
事業収益			0	0	0	0	
	大会参加費収益		0	0	0	0	
	開催校助成収益		0	0	0	0	
	機関誌売上収益		0	0	0	0	
	広告料収益		0	0	0	0	
	書籍販売収益		0	0	0	0	
	大会資料等収益		0	0	0	0	
受取寄付金			0	0	0	0	
	受取寄付金		0	0	0	0	
雑収益			130	1,000	115	885	
	受取利息		130	1,000	115	0	預入金融機関(ゆうちょ銀行)利息
	その他の収益		0	0	0	0	
他会計繰入金収入			950,400	939,000	939,000	0	学会本部からの「地方部会助成金」
経常収益合計			950,530	940,000	939,115	885	

【経常支出】

科	目		2011年度	2012年度		差異	備考
大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	決算額	予算額	決算額	予算-決算	
事業費	大会費		332,751	300,000	306,820	△ 6,820	2012年度大会(2013年3月10日)開
		大会会場経費	21,580	30,000	21,200	8,800	
		大会運営費	259,223	100,000	168,768	△ 68,768	
		大会企画費	40,154	150,000	90,070	59,930	
		雑費	11,794	20,000	26,782	△ 6,782	
	機関誌刊行費		0	0	0	0	
		業務委託費	0	0	0	0	
		印刷製本費	0	0	0	0	
		通信運搬費	0	0	0	0	
		支払報酬費	0	0	0	0	
		図書資料費	0	0	0	0	
		会合費	0	0	0	0	
		旅費交通費	0	0	0	0	
		雑費	0	0	0	0	
	研究会費		138,075	208,000	329,724	△ 121,724	「若手研究者・院生情報交換会」費
		会合費	76,593	100,000	106,319	△ 6,319	
		旅費交通費	0	0	0	0	
		支払報酬費	0	100,000	0	100,000	
		賃借料	0	0	0	0	
		雑費	61,482	8,000	223,405	△ 215,405	会員への案内ハガキ代
	ニュース刊行費		256,292	300,000	264,653	35,347	ニュースレター2回発行
		支払報酬費	0	0	0	0	
		印刷製本費	80,430	100,000	90,090	9,910	第1号1093部 第2号1084部印刷
		通信運搬費	175,862	200,000	174,563	25,437	第1号1093部 第2号1084部送付
		業務委託費	0	0	0	0	
事業費支出合計			727,118	808,000	901,197	-93,197	
管理費	地方部会役員会運営費		59,325	60,000	38,893	21,107	役員会開催経費
		会合費	45,605	40,000	16,993	23,007	役員会開催に伴う食事代
		旅費交通費	13,720	20,000	21,900	△ 1,900	役員会出席のための交通費
	渉外関係費		0	0	0	0	
		会合費	0	0	0	0	
		旅費交通費	0	0	0	0	
		福利費	0	0	0	0	
	人件費		69,000	30,000	0	30,000	学会運営のためのアルバイト代
		臨時職員人件費	69,000	30,000	0	30,000	
	管理経費		64,558	43,021	28,110	14,911	
		消耗品費	38,648	20,000	0	20,000	事務用品等
		設備関係費	0	0	0	0	
		印刷製本費	0	2,421	21,000	△ 18,579	学会封筒印刷費
		通信運搬費	22,810	18,600	4,720	13,880	郵便代等
		旅費交通費	0	0	0	0	
		賃借料	0	0	0	0	
		保守費	0	0	0	0	
		光熱水費	0	0	0	0	
		修繕費	0	0	0	0	
		損害保険料	0	0	0	0	
		図書資料費	0	0	0	0	
		業務委託費	0	0	0	0	
		公租公課	0	0	0	0	
		雑費支出	3,100	2,000	2,390	△ 390	振込手数料
管理費支出合計			192,883	133,021	67,003	66,018	
経常費(事業費+管理費)合計			920,001	941,021	968,200	-27,179	

当期一般正味財産増減額	30,529	△ 1,021	-29,085
一般正味財産期首残高	1021	31,550	31,550
一般正味財産期末残高	31,550	30,529	2,465

1. 収入の部	
前年度(2011年度)からの繰越金	2,519,383
B会員会費(5名分)	10,000
銀行利息	403
合 計	2,529,786
2. 支出の部	
なし	0
3. 残額(収入－支出)	2,529,786

(社)日本社会福祉学会 関西地域ブロック 2013年度 予算書【案】

2013年4月30日作成

【収入の部】		目	2011年度	2012年度		2013年度	備 考
大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	決算額	予算額	決算予測額	予算額(案)	
受取会費					0	0	
	受取賛助会費				0	0	
事業収益					0	0	
	大会参加費収益				0	0	
	開催校助成収益				0	0	
	機関誌売上収益				0	0	
	広告料収益				0	0	
	書籍販売収益				0	0	
	大会資料等収益				0	0	
受取寄付金					0	0	
	受取寄付金				0	0	
雑収益			130	1,000	115	1,000	
	受取利息		130	1,000	115	1,000	預入金融機関(ゆうちょ銀行)からの利息
	その他の収益		0	0	0	0	
他会計繰入金収入			950,400	939,000	939,000	1,139,000	学会本部からの「地方部会助成金」
	関西地域ブロック収入合計		950,530	940,000	939,115	1,140,000	
【支出の部】							
事業費	大会費		332,751	300,000	306,820	300,000	2013年度内に開催予定
	大会会場経費		21,580	30,000	21,200	30,000	大会実施に関わる施設等借用
	大会運営費		259,223	100,000	168,768	100,000	「地方部会大会」運営に関わる経費
	大会企画費		40,154	150,000	90,070	150,000	地方大会企画「シンポジウム」に関わる経費
	雑費		11,794	20,000	26,782	20,000	大会校へのお礼等
	機関誌刊行費		0	0	0	50,000	「機関誌発行準備委員会」に関わる経費
	業務委託費		0	0	0	0	
	印刷製本費		0	0	0	0	
	通信運搬費		0	0	0	10,000	委員会に関わる通信費
	支払報酬費		0	0	0	0	
	図書資料費		0	0	0	0	
	会合費		0	0	0	20,000	委員会開催に関わる会合費
	旅費交通費		0	0	0	20,000	委員会開催に関わる交通費
	雑費		0	0	0	0	
	研究会費		138,075	208,000	329,724	350,000	「若手研究者・院生情報交換会」(2013年度内に年3回開催予定)費等
	会合費		76,593	100,000	106,319	150,000	研究会・講演会等開催に伴う会合費・飲食代
	旅費交通費		0	0	0	0	
	支払報酬費		0	100,000	0	100,000	研究会・講演会等開催時の講師等への謝礼
	賃借料		0	0	0	0	
	雑費		61,482	8,000	223,405	100,000	上記以外の研究会・講演会開催に関わる経費(薬書代等)
	ニュース刊行費		256,292	300,000	264,653	300,000	2013年度内に年2回発行、約1100部印刷・送付予定
	委託報酬費		0	0	0	0	
	印刷製本費		80,430	100,000	90,090	100,000	第1号:1100部印刷予定、第2号:1100部印刷予定
	通信運搬費		175,862	200,000	174,563	200,000	第1号:1100部送付予定、第2号:1100部送付予定
	事業費支出合計		727,118	808,000	901,197	1,000,000	
管理費	役員会運営費		59,325	60,000	38,893	60,000	役員会・総会・監事監査等の経費
	会合費		45,605	40,000	16,993	40,000	上記の役員会の食事代
	旅費交通費		13,720	20,000	21,900	20,000	役員会出席のための交通費
	渉外関係費		0	0	0	0	
	会合費		0	0	0	0	
	旅費交通費		0	0	0	0	
	福利費		0	0	0	0	
	人件費		69,000	30,000	0	30,000	学会運営に関わる人件費
	臨時職員人件費		69,000	30,000	0	30,000	アルバイトに関わる人件費
	管理経費		64,558	43,021	28,110	50,000	学会事務局の運営経費
	消耗品費		38,648	20,000	0	20,000	
	設備関係費		0	0	0	0	
	印刷製本費		0	2,421	21,000	2,000	役員会・総会・各種委員会等資料印刷経費(コピー代含む)
	通信運搬費		22,810	18,600	4,720	26,000	学会運営に伴う通信料
	旅費交通費		0	0	0	0	
	賃借料		0	0	0	0	
	光熱水費		0	0	0	0	
	修繕費		0	0	0	0	
	損害保険料		0	0	0	0	
	図書資料費		0	0	0	0	
	業務委託費		0	0	0	0	
	公租公課		0	0	0	0	
	雑費支出		3,100	2,000	2,390	2,000	振込手数料等
	管理費支出合計		192,883	133,021	67,003	140,000	
	関西地域ブロック支出合計		920,001	941,021	968,200	1,140,000	
	当期正味財産増減額		30,529	-1,021	-29,085	0	
	正味財産期首残高		1,021	31,550	0	-29,085	
	正味財産期首期末残高		31,550	0	-29,085	-29,085	

B会員会費納入のお願い

日本社会福祉学会の関西地域ブロックの方は自動的に関西社会福祉学会の会員（A会員）となり、会費は日本社会福祉学会からの還元金を当てることとなります。

一方、日本社会福祉学会の関西地域ブロック会員でない方、日本社会福祉学会の会員ではないが関西社会福祉学会の会員である方（B会員）の年会費は2,000円です。従って、B会員の方で、本年度（2013年度）会費2,000円を未納の方は、納入していただくようお願いいたします。会費納入が3年間ない方については、B会員を退会したものと扱わせていただきます。

なお、B会員の方で、日本社会福祉学会関西地域ブロックの会員になられた方は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

B会員会費納入方法の変更について

B会員の方には別途、会費納入の依頼文書をお送りしております。指定の銀行口座に年会費（2,000円）を納入していただきますようお願いいたします。その際には、ご利用の個人名義口座から学会名義口座への振り込みをしていただくと、振込者の氏名が学会通帳に記帳され、こちらの確認作業が容易になり助かります。なお、振込手数料につきましては、各自でご負担いただきますようお願い申し上げます。

金融機関 三菱東京UFJ銀行
支店 大阪営業部
口座名義 関西社会福祉学会
口座番号 4530873

(野村恭代)

機関紙担当から

2013年度第1号をお届けします。昨年度の大会の報告、情報交換会の報告等をご覧になって、是非今年度の大会、交換会にご参加いただきますようお願いいたします。

(小山 隆)

関西社会福祉学会ニュースレター

発行日 2013年9月1日

発行者 会長 岡本民夫

関西社会福祉学会

事務局 桃山学院大学

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1-1

桃山学院大学社会福祉実習指導室（川井）気付

電話：0725-54-3131（内線2636）

FAX：0725-54-3289